

## 国際 I C T 利用研究学会規程

### 第 1 章 総則

#### (名 称)

第 1 条 本会は、国際 I C T 利用研究学会と称し、英文では I n t e r n a t i o n a l I C T A p p l i c a t i o n R e s e a r c h S o c i e t y, 略称では I I A R S と表示する。

#### (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を上部組織である国際 I C T 利用研究機構と同じ東京都町田市南町田四丁目 2 番 1 号エクセレンス南町田 4 0 1 に置く。

### 第 2 章 目的

#### (目 的)

第 3 条 本会は、自然科学、社会科学を含むあらゆる学術研究領域における ICT の利用に関する研究調査、研究成果の公開ならびに図書の刊行、先端技術に関わる啓発と教育、研究者の育成、学会運営・研究集会開催、産学官金連携及び産業振興のための助言に関する事業を行い、I C T 利用の理解促進と社会の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究調査
- (2) 自然科学ならびに社会科学への I C T 利用啓発・教育
- (3) 機関誌・論文集・図書（以下「刊行物等」という）刊行
- (4) 研究活動支援
- (5) 学会運営・研究集会開催
- (6) 若手研究者育成
- (7) 産学官金連携非営利コーディネート
- (8) 技術アドバイザー派遣
- (9) 前各号に附帯関連すること

### 第 3 章 会員

#### (種 別)

第 4 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した大学生、短期大学生、大学院博士前期課程または修士課程の学生、高等専門学校および各種専門学校の学生（社会人学生は除く）

(3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で学会総会（以下、総会）の議決をもって推薦され、一般社団法人国際 I C T 利用研究機構で承認された者

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の維持に協力する個人及び団体

（会員の資格の取得）

第5条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を学会会長（以下、会長）に提出し、学会理事会の承認を受け、さらに一般社団法人国際 I C T 利用研究機構の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第6条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、第5条に定める正会員、学生会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（任意退会）

第7条 会員は、学会理事会において退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規程その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（資格の喪失）

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 第6条第1項に定める支払い義務を、翌事業年度末までに履行しなかったとき

(3) 第5条第1項第1号のすべての正会員が同意したとき

(4) 当該会員が死亡したとき

(5) 本会が解散したとき

## 第4章 総会

### (構成)

第10条 総会は、第4条第1項第1号に規定するすべての正会員をもって組織する。

### (権限)

第11条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 学会理事及び学会監事（以下、監事）の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 規程の変更
- (5) 解散
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの規程で定められた事項

### (開催)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第13条 総会は、学会理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員現在数の2分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第13条第2項により招集された臨時総会を開催したときは、その総会に出席した正会員のうちから議長を選出する。

### (議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第16条 総会の決議は、総正会員の議決権を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

### (3) 規程の変更

### (4) 解散

3 学会理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。学会理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 委任状を含む書面によって行使した議決権の数、及び電磁的方法によって行使した議決権の数は、第1項の出席した正会員の議決権の数及び第2項の議決権の数に算入する。

### (議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した学会理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、一般社団法人国際ICT利用研究機構に提出する。

## 第5章 役員

### (役員を設置)

第18条 本会に、次の役員を置く。

(1) 学会理事 3名以上30名以内

(2) 評議員 2名以上25名以内

(3) 監事 2名以上3名以内

2 学会理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の学会理事の中から3名までを副会長とすることができる。

3 前項の会長をもって、国際ICT利用研究機構の社員かつ理事に推薦する。

4 学会に学会常任理事を置くことができる。ただし、5名以内とする。

### (役員を選任)

第19条 学会理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び学会常任理事は、学会理事会の決議によって学会理事の中から選定する。

### (学会理事の職務及び権限)

第20条 学会理事は、学会理事会を構成し、この規程で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの規程で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長の補佐を行う。

4 常任理事は、会長および副会長の業務を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、学会理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、学会理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 22 条 学会理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された学会理事若しくは監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 23 条 学会理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 24 条 学会理事及び監事は、無報酬とする。

2 役員が本会の事業遂行のために要した費用を支弁することができる。

## 第 6 章 学会理事会

(学会理事会の構成)

第 25 条 本会に学会理事会を置く。

2 学会理事会は、すべての学会理事をもって構成する。

(学会理事会の職務)

第 26 条 学会理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の事業計画、収支予算の決定
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 学会理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職
- (5) 入会を希望する者に対する学会としての入会の承認

(学会理事会の招集)

第 27 条 学会理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各学会理事が学会理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 学会理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する学会理事を除く学会理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 委任状を含む書面によって行使した議決権の数、及び電磁的方法によって行使した議決権の数は、第 1 項の出席した学会理事の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 29 条 学会理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した会長及び議事録書名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、一般社団法人国際 I C T 利用研究機構に提出する。

## 第 7 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 30 条 本会に評議員会を置く。

2 評議員会は、会長、副会長及び評議員をもって構成する。

(評議員会の職務)

第 31 条 評議員会は会長の諮問を受けて、本会運営上の重要事項について会長に助言する。

(評議員会の招集)

第 32 条 評議員会は、次の号の一に該当する場合に会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 評議員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して開催請求があったとき

## 第 8 章 会計及び資産

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支計画)

第 34 条 本会の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日までに、会長が作成し、学会理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、学会理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受け、一般社団法人国際 I C T 利用研究機構に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類

2 前項の書類のほか、監査報告を一般社団法人国際 I C T 利用研究機構報告に提出し、主たる事務所に定時総会から 5 年備え置きするものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 36 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章 規定の変更及び解散

(規程の変更)

第 37 条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。

(解 散)

第 38 条 本会は、総会の決議、一般社団法人国際 I C T 利用研究機構の決定、その他法令で定められた事由により解散する。

(細 則)

第 39 条 この規程の施行についての細則は、学会理事会の議決を経て一般社団法人国際 I C T 利用研究機構の決定により別に定める。

附則

この規程は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 12 日改正）

この規程は、改正された日から施行する。